



平成 27 年 2 月 27 日

各 位

会社名 大成建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山内 隆司  
コード番号 1801  
上場取引所 東証・名証 各一部  
問合せ先 財務部長 岡田正彦  
電話番号 03-3348-1111（大代表）

## 海外募集による新株式発行に係る発行価格等の決定に関するお知らせ

当社は平成 27 年 2 月 27 日開催の取締役会において決議致しました、海外募集による新株式発行（以下、「本海外募集」といいます。）に関し、発行価格等を下記の通り決定致しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 海外募集による新株式発行

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数         | 下記①及び②の合計による当社普通株式<br>31,000,000株（上限）                                |
|                        | ① 引受人の買取引受けの対象株式として当社<br>普通株式27,000,000株                             |
|                        | ② 引受人に対して付与する追加的に発行する<br>当社普通株式を買取る権利の対象株式の上<br>限として当社普通株式4,000,000株 |
| (2) 発行価格（募集価格）（注）1.    | <u>1株につき693円</u>   |
| (3) 発行価格（募集価格）の総額（注）2. | <u>21,483,000,000円</u>   |
| (4) 払込金額（注）1.          | <u>1株につき664.12円</u>  |
| (5) 払込金額の総額（注）2.       | <u>20,587,720,000円</u>   |
| (6) 増加する資本金及び（注）2.     | 増加する資本金の額 <u>10,293,860,000円</u>                                     |
| 資本準備金の額                | 増加する資本準備金の額 <u>10,293,860,000円</u>                                   |
- (注) 1. 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。  
2. 引受人が上記(1)②に記載の権利を全て行使した場合の数字です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

発行価格（募集価格）の算定

|                 |                         |              |
|-----------------|-------------------------|--------------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | <u>平成 27 年 2 月 27 日</u> | <u>722 円</u> |
| (2) ディスカウント率    |                         | <u>4.02%</u> |

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。